

■平成28年度アンケートでの主な意見・要望に対するまとめ【回答】

項目	意見・要望等	センター回答	検討結果及び市の回答	担当課
会議室について	会議室の増設、一般会議室を無料で開放、又は減免(割引)	<p>本件については、毎年度ご意見をいただきませんが、物理的な面も含めて現状では対応が困難と思われます。以下過年度の回答をご一読いただきご理解頂きますようお願いいたします。</p> <p>【平成26・27年度回答のとおり】 さざんか会館他の会議室、高齢者センター、さわやかに貸部屋がありますが、それぞれ利用条件がございます。利用条件にあえば無料で使用できる場合もありますが、基本的には有料となります。【(例)さわやか⇒障がい者の団体、高齢者センター⇒利用者の過半数が65歳以上の方など】現状として、会議室の増設は物理的に困難です。また、減免についても特別の理由がない限りございません。【(例)畳の部屋での活動が必須など】現対応としては、少人数での打合せ等でしたら2階ロビーをご使用ください。十分な活動スペースではなく申し訳ありませんが、ご理解をお願いします。</p>	<p>【平成26・27年度回答のとおり】 (会議室増設について) ボランティア・市民活動センターを積極的にご活用いただきありがとうございます。 会議室の増設については、現在の施設の利活用状況からみても困難です。ご理解いただきますようお願いいたします。【協働推進課】</p> <p>(無料及び減免について) さざんか会館の会議室等の利用については、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会及び同法人が事務局を所管する社会福祉団体が使用する場合に、公益的見地から減免を行っているところです。【高齢社会課】</p>	<p>協働推進課 高齢社会課</p>
	<p>どの曜日も22時まで利用できると助かる。 【現状】 水曜～土曜 9:00～22:00 日曜～火曜 9:00～21:00</p>	<p>昨年度もご要望をいただきましたが、現利用状況を勘案すると対応が困難と思われます。以下過年度の回答をご一読ください。 なお、H27年度利用状況は次のとおり (アクティブ)H27/38件、(ボラ室)H27/54件</p> <p>【平成26・27年度回答のとおり】 平成15年7月にアクティブとつとりを開設し、当初は21時までの利用としていました。平成20年4月からは、団体の皆さまの要望により、利用希望の多かった水～土曜日については22時まで利用できるように改善させていただきました。過去3年の利用状況をみると (アクティブ)H26/45件、H25/50件、H24/60件 (ボラ室)H26/39件、H25/35件、H24/35件 と利用としては増えておりません。現状からすると全日22時は難しいかもしれませんが、ご意見として鳥取市にお伝えいたします。</p>	<p>【平成26・27年度回答のとおり】 施設の利用状況等を勘案しますと、ご要望されている内容のとおりの開館につきましては、お応えすることが困難と考えます。</p>	<p>協働推進課</p>

	<p>アクティブとっとり会議室の利用について(単独利用、仕切りについて)</p>	<p>基本的にはアクティブ会議室は、会議室、ロッカー、サロンの共有スペースとなっています。会議室使用中は、貼紙などで配慮いただくようお願いをしています。場合によっては、サロン使用中止の対応を取らせていただきますのでご相談ください。ただし、貼紙によるアナウンスのため、完全なものではありません。また、ロッカー利用での入室もごさいます。共有スペースということを再度ご理解いただき、お互いが配慮しながらご利用ください。単独利用を希望の場合は、ボランティア室(15名前後利用可能)をご利用ください。</p>	<p>センター回答と同じ</p>	<p>協働推進課</p>
	<p>少額でも会議室の有料化を望みます。</p>	<p>過去に申込をされているにも関わらず、何かの事情から利用されていない団体があったとご意見をいただきました。無料であるがため、取りあえず確保し結局利用しないといったことがないよう、節度ある利用を望みます。ご意見として、鳥取市にお伝えいたします。</p>	<p>アクティブと通りの会議室の使用料は、さまざまな市民活動団体にご利用いただけるよう無料としております。会議室の利用方法につきましては、利用状況を鑑みてセンターと検討していきます。</p>	<p>協働推進課</p>
<p>ロッカーについて</p>	<p>ロッカーの台数を増やしてほしい。特大ロッカーがもっと増えるとありがたい。</p>	<p>46台(5種類)のロッカーがあります。ここ2~3年、特大ロッカーは抽選となり、利用できない団体があることも認識しています。他のロッカーについても本年度は抽選となりました。しかし、設置スペースの関係でこれ以上増設することは難しいのが現状です。申込の際は必要性を十分ご検討いただき申し込ただければ幸いです。</p>	<p>左記のとおり【ボラセン】</p>	<p>—</p>
<p>コピー機について</p>	<p>カラーコピー機の導入について</p>	<p>以前から要望をいただき、鳥取市に要望はしていますが、コストが高くなること、他鳥取市公共施設との均衡により、導入に至っておりません。現在のコピー機が平成29年4月までのリース契約となっております。前倒し或いは次期更新時に導入いただくよう、長年の要望として、鳥取市にお伝えいたします。</p>	<p>当コピー機は、他の施設内に設置されているコピー機とともに、一括でリース契約を結び設置しています。現状ではカラーコピー機の導入は困難ですが、リース契約の更新の際には、他施設の状況も考慮しながら導入について検討します。</p>	<p>協働推進課</p>
	<p>コピー機利用時も領収書を発行してほしい。また、コンビニのようにレシート(領収書)が発行してもらえるとありがたい。</p>	<p>コピー機利用時も領収書を発行しますのでお申し出ください。(センター閉所時は後日)コインベンダーの機種によっては領収書発行機能があるものもごさいます。現リース期間内は難しいと思いますが次期更新時に検討いただくよう、要望として、鳥取市にお伝えいたします。</p>	<p>【平成27年度の回答】 当コピー機は、他の施設内に設置されているコピー機とともに、一括でリース契約を結び設置しています。現状では領収書発行機能付きコピー機の導入は困難ですが、リース契約の更新の際には、他施設の状況も考慮しながら導入について検討します。</p>	<p>協働推進課</p>

団体登録について	承諾書の提出を省略してほしい。	新規登録及び要綱改正を行った際は、承諾書を提出いただいております。通常の登録更新の場合は省略させていただいております。承諾書そのものの省略については、設置者の鳥取市にお伝えさせていただきます。	アクティブとっりの施設を利用しようとする団体は承諾書の提出が要項に定められておりますが、利用状況を鑑みて手続きの簡素化をセンターと検討していきます。	協働推進課
	鳥取市に拠点を置かず活動する団体とコラボで活動する場合、アクティブとっりの施設・機器等の使用について、配慮いただければありがたい。	会議室・印刷機など施設利用にあたっては団体登録が必須です。この場合、実行委員会などを組織化されているのであれば、団体登録しご利用いただくことは可能です。よくご相談いただくケースとして広報物の掲示、配架があります。この場合、主催、共催として確認できる(広報物に記載されている)ものであれば可能です。管理運営上、一定のルールを定めておりますことをご理解ください。	左記のとおり【ボラセン】	—
さざんか会館の設備について	駐車場が満車になることが多く、会議開始時間に遅れる場合がある。(駐車場を増やしてほしい)	大変ご迷惑をおかけしております。さざんか会館駐車場が満車の場合は、市役所駅南庁舎駐車場をご利用いただければと思います。ただし、3時間を超える利用は有料となりますのでご承知おきください。ご意見として鳥取市にお伝えいたします。	センター回答と同じ	高齢社会課
	2階ロビーにカップコーヒの自動販売機を設置してほしい。	過去にも要望いただき、管理者を通じて鳥取市に相談いただきましたが設置スペースのがないため、困難との回答でした。1階・5階に自動販売機がございますので、そちらをご利用いただけますようお願いいたします。	左記のとおり【ボラセン】	—
情報発信他について	社協だより、市報等に団体紹介コーナーを設けてほしい。	団体紹介のコーナーは、センター発行(毎月1回)のトリボラ通信に設け、1団体ずつランダムに掲載しております。(市内公共施設等約100カ所配布)社協だよりへの掲載は3カ月ごとの発行で、紙面上、掲載は困難です。市報については「市民伝言板」というイベント情報等を紹介するコーナーがございます。詳細については、直接市役所広報室にお問い合わせください。(電話20-3159)	左記のとおり【ボラセン】	—
	団体による寄稿(活動記録)で紙面構成した、情報交換機能を持たせた「通信」があると各団体の活動が分かり交流が進むと思います。	紙面であれば、上記回答のトリボラ通信がございます。電子媒体になりますが、登録団体のイベント情報や、センター・関係機関からのお知らせを定期的にメール配信する「イベント情報配信」(毎月第2・4水曜日)がございます。情報提供を通じて、情報共有や交流が深まればと考えています。配信日の前日午前中までに情報をいただければ掲載させていただきます。	左記のとおり【ボラセン】	—

	鳥取市の施設への宣伝物協力(ポスター掲示、チラシ置き)	市民活動拠点アクティブとつとり及び市役所駅南庁舎に市民活動専用の掲示板、ラックがございますので有効に活用いただければと思います。ご希望の場合はセンターへ広報物をご持参ください。その他の施設については、直接管理者にお問い合わせください。	左記のとおり【ボラセン】	—
	イベントの前売り券を置いてほしい。	センター以外の金銭を取り扱うことが出来かねますのでご理解くださいますようお願いいたします。	左記のとおり【ボラセン】	—
団体の事務所スペースについて	文化センターの文化団体ブースのような、安価で借りれる場所を提供してほしい。また、賃料の一部を補助していただけるとありがたい。	センターでは、事務所スペースの提供や賃料の補助は出来かねます。文化センター以外で市民活動団体が利用できるスペースの有無については、鳥取市から回答いただきます。	市有施設は、施設ごとに設置目的、用途等を条例で定め市民にご利用頂いています。このため、実際に利用していただけるかどうかは施設所管課に具体的にお問合せしていただく必要があります。	協働推進課
センターに対する各種意見・要望について	市民活動フェスタ、とりぼらかフェについて	貴重なご意見ありがとうございます。皆様からのご意見を参考にさせていただきます。	左記のとおり【ボラセン】	—
	運営上の困りごとなど個別相談の日を設けてほしい。	毎月1回「NPOなんでも相談会」として、組織の立ち上げや団体の様々な悩みや疑問にお応えする相談会を開催しています。また、相談日以外にもお受けいたしますのでお気軽にご相談ください。	左記のとおり【ボラセン】	—
	団体同士のコミュニケーションの場が欲しい。	市民活動フェスタ、とりぼらかフェなど団体同士の交流やネットワークを目的として開催しております。ぜひご参加ください。 ①市民活動フェスタ／平成28年11月23日(水・祝)開催予定 ②とりぼらかフェ／様々テーマを設けて情報交換を行います。平成28年度は7・11・3月の3回予定	左記のとおり【ボラセン】	—
	ガイド活動の横のつながりを図るための他県への研修・交流の際の資金面の支援(交通費・参加費)等が欲しい。	鳥取市の制度で、高齢者団体、各地区公民館を拠点に活動する団体等が研修等に参加する場合に移動に要する経費(貸切バス等)を助成する制度がございます。詳細は、鳥取市社会福祉協議会(電話24-3180)又は最寄りの地区公民館にご相談ください。 制度名:公共交通機関等利用助成事業 条件:概ね20名以上で日帰りの研修等 助成額:上限5万円(助成率10/10)1団体年1回	左記のとおり【ボラセン】	—

鳥取市に対する個別の意見・要望	以前、さざんか会館5階で上映会(映画)をしましたが、下見に代金を徴収されたり、設備の取り扱いなどについて納得がいきませんでした。もう少し、利用者目線での運営してほしいと思います。	協働推進課を通じて、各担当課にお伝えします。	以前利用された団体に、下見として、長時間滞在されたことがあり、下見を15分以内とし、それ以上となった場合を使用扱いとしているものです。管理上ある程度規定が必要なところですが、今後利用者の目線になったものへの見直しも必要と考えております。	高齢社会課
	駐車場利用に関し、夕方からの会合後に懇親会を開催した際、翌日まで駐車場を利用できるように改善を願います。現状、会合当日夜には退出せねばならず、懇親会を早めに切り上げたり、結局は朝まで駐車可能な施設を選択するなど利用しづらい。	協働推進課を通じて、各担当課にお伝えします。	他の要望にもあるとおり、駐車場台数に限りがあり対応する事は困難です。なお、施設利用後(懇親会等で退出される際等)は、お車の移動をいただきますようお願いいたします。	高齢社会課
	中核市になるにあたり県から精神保健が引き継がれますが、私たちは安心出来る対応を望みます。昨年の県内自死者数104名でした。	協働推進課を通じて、各担当課にお伝えします。	鳥取市における自死者数は減少傾向にありますが、依然として自死者がいる現状をふまえ、相談窓口の開設・周知、こころの病気やうつ病に多い不眠に関する講演等を行い、本人または周りの方へ自死予防に関する普及啓発を行っています。平成30年に中核市へ移行するにあたり、専門性の高いより充実した相談体制を整備して、自死予防対策も引き続き取り組んでまいります。	中央保健センター
	・依存症の正しい理解と啓発に力を貸してほしい。 ・精神保健福祉の啓発、増進に努めていただきたい。	センターとして協力できるとことはさせていただきますのでご相談ください。 市の見解については、協働推進課を通じて、各担当課にお伝えします。	本市では、精神保健福祉交流会、こころとからだの元気講座、こころの障がいを学ぶフォーラム等を開催して市民の方に対する依存症をはじめとした病気や障がいなどの理解を深める啓発に取り組んでいます。 また、中学生を対象とした啓発チラシを配布し、こころの病気の正しい知識と、こころの悩みを早めに相談することの重要性を伝えているところです。 今後もこころの病気の予防から、病気の理解に至る精神保健福祉に関する取り組みを推進してまいります。	中央保健センター

<p>障害者差別解消法が施行されました。使いやすい施設になりますよう、ご協力をお願い致します。</p>	<p>障害のある人もない人も、すべての人にとって利用しやすい施設運営に努めます。 市の見解については、協働推進課を通じて、各担当課にお伝えします。</p>	<p>本年4月1日に障害者差別解消法が施行され、行政機関は、障がい者を理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されるとともに、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を提供することが義務付けられました。 本市では、職員対応要領を策定し、この法律の内容、障がいの特性や必要な配慮等について、職員に対し研修・啓発を行っているところです。 引き続き、すべての人に使いやすい施設運営が行われるよう、施設を管理する職員に対する障害者差別解消法への理解を促進してまいります。 【障がい福祉課】</p> <p>すべての人が利用しやすい施設とするため、これまでも、施設の改修時期にあわせて、「鳥取県福祉のまちづくり条例」に沿った環境整備を行っています。(施設所管課による対応) 今後も、関係課と協力して、市民が利用しやすい施設の提供に努めます。 【財産経営課】</p>	<p>障がい福祉課 財産経営課</p>
<p>子どもの貧困について、現在こども食堂等が次々にできていますが、センター及び鳥取市としての現在の状況をお聞かせいただきたい。</p>	<p>県内でも少しずつこども食堂等のこどもの居場所事業が始まっていることは認識しておりますが市内での具体的な取り組みは把握しておりません。鳥取県においては、実施団体のネットワーク組織を立ち上げや講演会等の開催を予定しているようです。 市の見解については、協働推進課を通じて、各担当課にお伝えします。</p>	<p>子どもの貧困対策としての居場所として、食事支援・学習支援を関係各課により、別紙のとおり、取り組みを行っているところです。</p>	<p>子ども発達・家庭支援センター</p>
<p>地域の『食』が関わる団体同士での協働事業(家計調査から見る鳥取の食を体験など)ができれば、鳥取市の食での地域づくり活動が活性化できると思います。開催いかがでしょうか。</p>	<p>協働推進課を通じて、各担当課にお伝えします。</p>	<p>食育を推進する庁内関係課で構成する「食育推進連絡会」を組織しており、その中で関係団体による各種事業を協働で行っているものもあります。</p>	<p>中央保健センター</p>
<p>市民活動団体も地区公民館を利用できるようにしてほしい。</p>	<p>協働推進課を通じて、各担当課にお伝えします。</p>	<p>地区公民館の利用については、鳥取市公民館条例に基づいて使用許可等を行っています。(鳥取市公民館条例第5条) 地区公民館の設置区域内の住民の方の利用や、社会教育の振興上必要と認められる場合に使用を許可しております。 活動内容が地域の活動の利用に資するものである場合には利用可能と考えます。 ただし、公民館事業に支障をきたす場合や法第23条の規定に違反するときなど許可をしない場合もあります。(鳥取市公民館条例第6条)</p>	<p>協働推進課</p>